

清須市地域公共交通計画の変更について

1 概要

- 昨年、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が改正され、これまで生活交通確保維持改善計画の策定・認定が補助要件であったが、地域公共交通計画における地域公共交通確保維持事業に関する内容の記載・認定に変更された。
- 清須市地域公共交通計画は、位置付けるべき事項である地域公共交通確保維持事業に関する内容の記載が不十分な箇所があるため、補助系統に係る必要な修正を行う必要がある。
- また、令和4年10月1日施行のルート・ダイヤ改正に伴い、路線図等の必要な修正も併せて行う。

【地域公共交通計画に位置付けるべき事項】

- ① 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割 ⇒位置づけが未記載
- ② 地域の公共交通における位置づけ等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 ⇒必要性が未記載
- ③ 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 ⇒既に記載済み
- ④ 地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法 ⇒効果が未記載

2 計画変更の内容

(1) 「地域公共交通計画の目標・達成指標・実施施策」の修正

- 地域公共交通計画全体の目標・達成指標等の欄に効果の欄を追記

(2) 「コミュニティバスの概要」の修正

- あしがるバスが地域内フィーダー系統である位置づけやその必要性を追記

(3) ルート・ダイヤ改正に係る路線図等の修正

3 変更年月日

令和4年10月1日